

令和3年第2回衣浦東部広域連合議会臨時会

議 案 書

(令和3年11月26日提出分)

## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第10号	衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
報告第1号	専決処分について（事故による損害賠償の額の決定及び和解）	3
報告第2号	専決処分について（事故による損害賠償の額の決定及び和解）	5

## 議案第10号

衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月26日提出

衣浦東部広域連合長 神谷 学

衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例及び衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例(平成15年衣浦東部広域連合条例第16号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の127.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の112.5」を加え、同条第3項中「100分の127.5」を「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」に、「100分の72.5」を「、6月に支給する場合には100分の72.5、12月に支給する場合には100分の62.5」に改める。

第2条 衣浦東部広域連合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」を「100分の120」に、「、6月に支給する場合には100分の72.5、12月に支給する場合には100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

(衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する

る条例（令和元年衣浦東部広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「月額に換算した額)に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の127.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の112.5」を加える。

第4条 衣浦東部広域連合第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項第2号中「、6月に支給する場合には100分の127.5、12月に支給する場合には100分の112.5」を「100分の120」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

—提案理由—

この案を提出したのは、人事院勧告に鑑み、条例の一部を改正する必要があるため。

報告第1号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月26日提出

衣浦東部広域連合長 神谷 学

## 別紙

### 事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本広域連合の職員が起こした事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

#### 記

1 損害賠償額 金128,700円

2 事故内容

(1) 発生日時

令和3年7月23日（金）午前5時32分

(2) 発生場所

安城市安城町社口堂地内路上

(3) 経過

上記地内において救急車が現場到着時に左後輪を側溝に脱輪させブロック塀を破損させたもの

3 相手側の損害の程度

ブロック塀の亀裂

4 過失割合

衣浦東部広域連合100パーセント 相手方0パーセント

令和3年9月1日専決

衣浦東部広域連合長 神谷学

報告第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年11月26日提出

衣浦東部広域連合長 神谷 学

## 別紙

### 事故による損害賠償の額の決定及び和解について

本広域連合の職員が起こした事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

#### 記

1 損害賠償額 金57,200円

2 事故内容

(1) 発生日時

令和3年10月3日(日)午後0時17分

(2) 発生場所

刈谷市高須町濫地内

(3) 経過

上記地内において救急支援出動中、施設入口ゲートバーを通過しようと先行救急車に追従した消防車で自動で下がるゲートバーに接触させ破損させたもの

3 相手側の損害の程度

破損したゲートバーの取り換え

4 過失割合

衣浦東部広域連合100パーセント 相手方0パーセント

令和3年10月29日専決

衣浦東部広域連合長 神谷 学





